

# 昭和二十五年法律第二百十八号

## 図書館法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十一条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

## 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財團法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるよう留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。  
一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行ふこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十二条 公立図書館の設置に關する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第十五条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第十六条 公立図書館に図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

するとのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行ふよう努めるものとする。

（設置及び司書補の研修）

第八条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補の講習に對し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の講習）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供

せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を一部提供するものとする。

国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに對して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十一条 公立図書館の設置に關する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十二条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

第十三条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

第十五条 公立図書館に図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 公立図書館に図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に關する事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（入館料等）

第十八条 及び第十九条 削除

<p>(図書館の補助)</p> <p><b>第二十条</b> 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。</p> <p><b>第二十一条及び第二十二条</b> 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。</p> <p>一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。</p> <p>二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。</p>	<p><b>第三章 私立図書館</b></p> <p><b>第二十四条 削除</b></p> <p>(都道府県の教育委員会との関係)</p> <p><b>第二十五条</b> 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。</p> <p>(国及び地方公共団体との関係)</p> <p><b>第二十六条</b> 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。</p> <p><b>第二十七条</b> 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。</p> <p>(入館料等)</p> <p><b>第二十八条</b> 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。(図書館同種施設)</p> <p>第一項並びに附則第四項及び第六項の規定による。この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則 抄</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。</p>
---	--

<p>10</p> <p>八号)、旧高等學校令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧專門學校令(明治三十六年勅令第十九号)、旧專門學校令(昭和三十二年法律第百四十七号)の施行の規定による。この法律は、平成十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>2</p> <p>この法律は、昭和八年勅令第百七十五号)、公文部省令第十八号)は、廃止する。</p> <p><b>第三章 私立図書館</b></p> <p><b>第二十四条 削除</b></p> <p>(都道府県の教育委員会との関係)</p> <p><b>第二十五条</b> 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。</p> <p>(国及び地方公共団体との関係)</p> <p><b>第二十六条</b> 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。</p> <p><b>第二十七条</b> 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。</p> <p>(入館料等)</p> <p><b>第二十八条</b> 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。(図書館同種施設)</p> <p>第一項並びに附則第四項及び第六項の規定による。この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則 抄</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。</p>
--	--

<p>8</p> <p>旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかるらず、司書となる資格を有するものとする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>9</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
---	--

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分)を規定する。(兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対しほか、これを改訂後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てに引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第一百六十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加えて、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第三百四十四条** 第七一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるものと、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条(第千三百五六条、第千三百六条、第千三百六十六条、第千三百六十七条、第千三百六十八条、第千三百六十九条、第千三百七〇条及び第千三百七一年第二項、第千三百七二条第二項及び第千三百七三年第二項)。

**附 則 (平成一四年五月一〇日法律第四号) 抄**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一四年五月一〇日法律第四号) 抄**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄**

**第一条** この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号) 抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月から施行する。

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削除する改正規定及び同項第一号を同項第一号として、第二条の規定による改正前の図書館法第五項に第一号として一号を加える改正規定及び同項第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第一千三百四十四条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条(第千三百五六条、第千三百六条、第千三百六十六条、第千三百六十七条、第千三百六十八条、第千三百六十九条、第千三百七〇条及び第千三百七一年第二項、第千三百七二条第二項及び第千三百七三年第二項)。

**附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月から施行する。

**附 則 (平成二〇〇六年六月一一日法律第五九号) 抄**

